



県章

山形県公報

令和3年10月15日(金)
第247号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定……………(村山総合支庁地域健康福祉課) ……1013
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……1014
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 県営土地改良事業計画の変更……………(村山総合支庁農村計画課) ……1015
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁北村山建設総務課) ……同
- 公共測量の終了の通知……………(県土利用政策課) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(置賜総合支庁建築課) ……1016

選挙管理委員会関係

告 示

- 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の登録基準日……………同

公 告

- 一般競争入札の公告……………(会計局) ……同
- 令和2年度会計対象財政的援助団体等の監査結果の公表……………(監査委員) ……1018
- 監査の結果に基づき講じた措置の公表……………(同) ……1026

告 示

山形県告示第794号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

令和3年10月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
日塔 睦雄	にっとう歯科医院 村山市大字大久保甲563-1	居宅療養管理指導	令和 3. 9. 27
株式会社NEXT STAGE	訪問介護ステーション なごみ 東根市中央四丁目2番5号 グレースフルシティB212	訪 問 介 護	同 9. 29

山形県告示第795号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

令和3年10月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
日塔 睦雄	にっとう歯科医院 村山市大字大久保甲563-1	介護予防居宅療養 管理指導	令和 3. 9. 27

山形県告示第796号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和3年10月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
山辺観光タクシー株式会社	アインクサービス山辺 東村山郡山辺町大字山辺2250番地の1	福祉用具貸与 特定福祉用具販売	令和 3. 9. 30

山形県告示第797号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和3年10月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
山辺観光タクシー株式会社	アインクサービス山辺 東村山郡山辺町大字山辺2250番地の1	介護予防福祉用具 貸与 特定介護予防福祉 用具販売	令和 3. 9. 30

山形県告示第798号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和3年10月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
株式会社NEXT STAGE 東根市中央四丁目2番5号	訪問介護ステーション なごみ 東根市中央四丁目2番5号 グレー スフルシティB212	居 宅 介 護	令和 3.10. 1

山形県告示第799号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営西郷名取地区土地改良事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年10月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営西郷名取地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
村山市役所
- 3 縦覧に供する期間
令和3年10月22日から同年11月22日まで
- 4 その他
 - (1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - (2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
 - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第800号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において令和3年10月15日から同月29日まで縦覧に供する。

令和3年10月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 新庄次年年子村山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
北村山郡大石田町大字次年年子字金倉1379番1から 同 市渡戸323番53まで	旧	46.0メートル ） 14.0	メートル 580
同 上	新	59.0メートル ） 14.0	同 上

山形県告示第801号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省東北地方整備局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和3年10月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
山形県全域（一級河川流域及び二級河川流域）
- 2 公共測量を実施した期間
令和2年9月30日から令和3年3月25日まで
- 3 作業の種類
公共測量（航空レーザ測量）

山形県告示第802号

次の開発行為は、完了した。

令和3年10月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
令和2年10月2日 指令置総建第67号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
第二工区
長井市栄町1222番2の一部、1223番2の一部、1226番の一部、1228番の一部
第三工区
長井市栄町1187番2の一部、1188番3の一部、1188番4の一部、1188番5の一部、1188番6の一部、1223番2の一部、1226番地先水路
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
長井市栄町1番1号 長井市長 内谷 重治

選挙管理委員会関係**告 示****山形県選挙管理委員会告示第68号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定により、令和3年10月31日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の登録の基準日を次のように定めた。

令和3年10月15日

山形県選挙管理委員会
委員長 粕 谷 真 生

登録の基準日 令和3年10月18日

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、施工管理測量用システム（新庄神室産業高校）の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和3年10月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 入札の場所及び日時
(1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（16階）
(2) 日時 令和3年11月26日（金） 午前10時
- 2 入札に付する事項
(1) 調達をする物品の名称及び数量 施工管理測量用システム（新庄神室産業高校） 一式
(2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。
(3) 納入期限 令和4年3月25日（金）
(4) 納入場所 新庄市大字松本370番地 山形県立新庄神室産業高等学校
(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
 - (2) 令和3年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和3年1月29日付け県公報第175号）により公示された資格を有すること。
 - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
 - (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
 - イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
 - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等
- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等
山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課調達担当 電話番号023(630)2721
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県会計局会計課調達担当で交付するほか山形県のホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
 - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- 規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和3年11月9日（火）午前11時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月2日（火）午前11時までに山形県会計局会計課調達担当に提出するとともに、併せて2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）及び競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書を提出すること。
 - (2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
 - (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
 - (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
 - (5) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Construction Management and Surveying System
Quantity: 1 set
- (2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. November 26, 2021
- (3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau,
Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan
TEL 023 (630) 2721

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、令和3年7月から同年8月までに実施した令和2年度会計対象財政的援助団体等の監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和3年10月15日

山形県監査委員 森 谷 仙 一 郎
 山形県監査委員 星 川 純 一
 山形県監査委員 松 田 義 彦
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

1 監査の基準

山形県監査委員監査基準（令和2年4月県監査委員訓令第1号）に準拠して実施

2 監査の種類

財政的援助団体等監査

3 監査の対象

- (1) 監査対象団体 山形県公立大学法人等 9法人
- (2) 監査対象期間 令和2年度

4 監査の着眼点

監査の対象となった財政的援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているかといった観点から実施した。

5 監査の実施内容

監査対象期間における財政的援助等に係る出納その他の事務の執行等について、関係書類等を確認するなどの方法により監査を実施した。

6 監査の結果

監査対象期間における財政的援助等に係る出納その他の事務の執行等について、以上のように監査した限りにおいて、監査対象の法人毎の監査結果は次のとおりである。

(1) 山形県公立大学法人

監査実施年月日 令和3年7月20日
 担当監査委員 松田 義彦

イ 監査事項

(イ) 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団 体 の 目 的
2,053,160,000円	基本財産の現在額 2,053,160,000円 県の出資割合 100%	地方独立行政法人法に基づき、大学を設置し、及び管理することにより、豊かな教養に裏付けられた専門的な知識と技術・技能を身に付け、広く社会で活躍する人材を育成するとともに、地域に根ざした大学として真理の探究と知の創造に努め、もって地域ひいては社会全体の持続的な発展に寄与する。

(ロ) 補助等に係るもの出納その他の事務の執行状況

補助等の名称	補助等対象事業費	補助等の金額	補助等の目的
山形県公立大学法人運営費交付金	994,447,000円	554,047,000円	県が設立する公立大学法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な運営費を交付する。
山形県オンライン授業等環境整備交付金	5,160,000円	5,160,000円	困窮学生に対するオンライン授業に必要な環境整備に要する経費を交付する。

- ロ 指摘事項（是正改善を要するとして指摘した事項） なし
- ハ 注意事項（是正改善を要するとして注意した事項） なし

(2) 公立大学法人山形県立保健医療大学

監査実施年月日 令和3年7月26日

担当監査委員 星川 純一、松田 義彦

イ 監査事項

(イ) 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団体の目的
2,941,881,000円	基本財産の現在額 2,941,881,000円 県の出資割合 100%	地方独立行政法人法に基づき、大学を設置し、及び管理することにより、幅広い教養と豊かな知識と技術を持ち、専門職としての理念に基づき行動できる人材を育成するとともに、地域に開かれた大学として保健医療に関する教育、研究の成果を地域に還元し、もって県民の健康及び福祉の向上に寄与する。

(ロ) 補助等に係るもの出納その他の事務の執行状況

補助等の名称	補助等対象事業費	補助等の金額	補助等の目的
公立大学法人山形県立保健医療大学運営費交付金	1,003,942,749円	680,274,000円	県が設立する公立大学法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な運営費を交付する。
山形県オンライン授業等環境整備交付金	5,560,000円	5,560,000円	困窮学生に対するオンライン授業に必要な環境整備に要する経費を交付する。

- ロ 指摘事項（是正改善を要するとして指摘した事項） なし
- ハ 注意事項（是正改善を要するとして注意した事項） なし

(3) 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構

監査実施年月日 令和3年7月21日

担当監査委員 松田 義彦

イ 監査事項

(イ) 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団体の目的
11,527,033,307円	基本財産の現在額 19,624,389,029円 県の出資割合 58.7%	地方独立行政法人法に基づき、医療の提供、医療に関する調査及び研究等を行うことにより、庄内地域等の医療政策として求められる高度専門医療を提供し、及び当該地域における医療水準の向上を図り、もって住民の健康の維持及び増進に寄与する。

(ロ) 補助等に係るもの出納その他の事務の執行状況

補助等の名称	補助等対象事業費	補助等の金額	補助等の目的
山形県新人看護職員研修事業費補助金	1,524,783円	758,000円	新人看護職員の研修に要する経費を補助する。
山形県産科医等確保支援事業費補助金	4,080,000円	840,000円	産科医等の処遇改善に要する経費を補助する。
山形県看護師等キャリアアップ支援事業費補助金	4,730,155円	1,939,000円	認定看護師教育課程の受講に要する経費を補助する。
山形県女性医師就労環境改善事業費補助金	10,052,914円	4,817,000円	医師短時間正職員制度やベビーシッター利用、屋外清掃代行サービス利用料に要する経費を補助する。
山形県小児救急支援事業費補助金	2,714,579円	1,809,000円	小児救急に係る休日夜間の診療体制の確保に要する経費を補助する。
山形県新型コロナウイルス感染症医療従事者宿泊施設確保対策事業費補助金	115,500円	115,500円	新型コロナウイルス感染症患者を入院させるに当たって、医療従事者の宿泊施設確保に要する経費を補助する。
山形県新型コロナウイルス感染症患者入院病床確保対策事業費補助金	911,683,000円	911,683,000円	新型コロナウイルス感染症患者の入院病床確保に要する経費を補助する。
山形県新型コロナウイルス感染症対策支援事業費補助金	97,223,500円	92,627,000円	新型コロナウイルス感染症の対策に要する経費を補助する。
山形県遺伝子検査装置整備費補助金	8,239,000円	6,050,000円	新型コロナウイルス感染症等の検査を行うための機器購入に要する経費を補助する。
山形県新型コロナウイルス感染症対応医療機関施設・設備等整備費補助金（入院医療機関設備整備事業）	40,353,000円	40,353,000円	新型コロナウイルス感染症に対応する入院医療機関設備の整備に要する経費を補助する。
山形県新型コロナウイルス感染症対応医療機関施設・設備等整備費補助金（重点医療機関設備整備事業）	40,099,400円	40,099,400円	新型コロナウイルス感染症に対応する重点医療機関設備の整備に要する経費を補助する。
山形県感染症指定医療機関運営費補助金	109,897,484円	531,000円	感染症病床の運営に要する経費を補助する。

山形県がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助金	5,712,373円	5,000,000円	がん診療連携拠点病院の機能強化に要する経費を補助する。
山形県日中一時支援事業運営費補助金	51,505,434円	2,919,000円	長期入院時の日中一時受け入れの運営に要する経費を補助する。
山形県新型インフルエンザ等患者対応医療機関設備整備事業費補助金	731,500円	707,000円	新型インフルエンザ発生時に使用する医療資器材の整備に要する経費を補助する。
山形県医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業費補助金	2,759,569円	2,759,000円	日本海酒田リハビリテーション病院の感染拡大対策に要する経費を補助する。
山形県医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業費補助金	1,760,000円	1,000,000円	日本海八幡クリニックの感染拡大対策に要する経費を補助する。
山形県医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業費補助金	1,794,481円	700,000円	訪問看護ステーションやわたの感染拡大対策に要する経費を補助する。
山形県医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業費補助金	1,097,611円	1,000,000円	松山診療所の感染拡大対策に要する経費を補助する。
山形県医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業費補助金	1,206,964円	1,000,000円	飛島診療所の感染拡大対策に要する経費を補助する。
山形県へき地診療所運営費補助金	16,539,181円	8,997,000円	飛島診療所の運営に要する経費を補助する。
山形県・酒田市病院機構運営費負担金	1,292,121,000円	1,292,121,000円	山形県・酒田市病院機構の運営に要する費用を負担する。
山形県・酒田市病院機構運営費負担金（特殊勤務手当分）	9,492,000円	9,492,000円	山形県・酒田市病院機構の運営に要する費用のうち、特殊勤務手当支給分を負担する。
長期借入金	—	112,400,000円	令和2年度日本海総合病院及び日本海酒田リハビリテーション病院の一般改修に要する経費を貸し付ける。
長期借入金	—	379,000,000円	令和2年度日本海総合病院及び日本海酒田リハビリテーション病院の医療機器整備に要する資金を貸し付ける。

- ロ 指摘事項（是正改善を要するとして指摘した事項） なし
- ハ 注意事項（是正改善を要するとして注意した事項） なし

(4) 公益財団法人山形県企業振興公社

監査実施年月日 令和3年7月26日

担当監査委員 星川 純一、松田 義彦

イ 監査事項

(イ) 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団体の目的
158,080,000円	基本財産の現在額 293,110,000円 県の出資割合 53.9%	中小企業等の経営基盤の強化に関する事業を総合的に実施することにより、中小企業等の経営の安定と発展を支援し、もって地域経済の振興に寄与する。

(ロ) 公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行状況

管理施設名	令和2年度管理経費等	指定期間	業務の内容
山形県産業創造支援センター	10,907,000円	令和2年4月1日 ～ 令和5年3月31日	山形県産業創造支援センターの施設等の維持管理及び運営に関する業務を行う。

(ハ) 補助等に係るもの出納その他の事務の執行状況

補助等の名称	補助等対象事業費	補助等の金額	補助等の目的
山形県企業振興公社運営費補助金	116,075,971円	85,040,718円	公社の運営に要する経費を補助する。
山形県経営基盤強化体制整備事業費補助金	42,764,707円	36,317,663円	県内中小企業の経営基盤の強化、創業支援等に寄与する事業に要する経費を補助する。
山形県自動車関連産業集積促進等事業費補助金	10,500,807円	8,940,807円	自動車関連産業に関する県内企業の取引拡大等及び生産管理能力の向上を図る事業に要する経費を補助する。
山形県中小企業成長支援事業費補助金	22,024,018円	17,964,768円	県内中小企業の販路開拓・拡大を支援する事業に要する経費を補助する。
山形県下請企業振興事業費補助金	8,502,692円	7,242,692円	県内中小企業の振興等に寄与するため下請取引のあっせん等を行う事業に要する経費を補助する。
山形県航空機産業マッチング等支援事業費補助金	572,004円	572,004円	航空機関連産業への新規参入・取引拡大を支援する事業に要する経費を補助する。
山形県通信販売ウェブサイト創設支援事業費補助金	984,998円	984,998円	通信販売の強化を目的としたウェブサイト創設のために、専門家を派遣する事業に要する経費を補助する。
商談会開催事業負担金	2,503,284円	1,836,000円	県内企業の受発注拡大に資する商談会の開催に要する経費を負担する。
小規模企業者等設備導入資金貸付金	—	739,928,500円	設備貸与事業に要する事業資金を貸し付ける。
工業技術力整備機械貸与事業資金貸付金	—	497,002,000円	設備貸与事業に要する事業資金を貸し付ける。
自動車航空機関連産業設備貸与事業資金貸付金	—	497,572,340円	設備貸与事業に要する事業資金を貸し付ける。

補助等の名称	借入金残高	補 償 期 間	補助等の目的
設備貸与事業会計 (損失補償)	59,705,000円	平成27年4月1日 ～ 令和8年10月22日	設備貸与事業に要する設備調達資金を補償する。
設備貸与事業会計 (損失補償)	39,640,000円	平成28年4月1日 ～ 令和9年12月25日	設備貸与事業に要する設備調達資金を補償する。
設備貸与事業会計 (損失補償)	93,381,000円	平成29年4月3日 ～ 令和10年9月25日	設備貸与事業に要する設備調達資金を補償する。
設備貸与事業会計 (損失補償)	96,454,000円	平成30年4月2日 ～ 令和12年2月27日	設備貸与事業に要する設備調達資金を補償する。
設備貸与事業会計 (損失補償)	67,781,000円	平成31年4月1日 ～ 令和13年3月29日	設備貸与事業に要する設備調達資金を補償する。
設備貸与事業会計 (損失補償)	80,000,000円	令和2年4月1日 ～ 令和14年3月29日	設備貸与事業に要する設備調達資金を補償する。

- ロ 指摘事項（是正改善を要するとして指摘した事項） なし
- ハ 注意事項（是正改善を要するとして注意した事項） なし

(5) 山形県信用保証協会

監査実施年月日 令和3年8月25日

担当監査委員 星川 純一、松田 義彦

イ 監査事項

(イ) 補助等に係るもののお納その他の事務の執行状況

補助等の名称	損失補償の対象額	補 償 期 間	補助等の目的
山形県商工業振興資金 融資制度（損失補償）	1,520,925円	平成16年6月21日 ～ 令和3年10月31日	中小企業再生支援事業に要する資金を補償する。
山形県商工業振興資金 融資制度（損失補償）	2,247,022円	平成16年6月21日 ～ 令和3年5月18日	中小企業再生支援事業に要する資金を補償する。
山形県商工業振興資金 融資制度（損失補償）	1,410,832円	平成17年5月6日 ～ 令和4年2月28日	中小企業再生支援事業に要する資金を補償する。

- ロ 指摘事項（是正改善を要するとして指摘した事項） なし
- ハ 注意事項（是正改善を要するとして注意した事項） なし

(6) 公益財団法人やまがた農業支援センター

監査実施年月日 令和3年7月26日

担当監査委員 森谷 仙一郎、海老名 信乃

イ 監査事項

(イ) 出資している法人のお納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団体の目的
837,713,318円	基本財産の現在額 1,869,204,108円 県の出資割合 44.8%	農業生産基盤の整備・充実、農業及び農業・農村を起点とする産業を担う人材の育成・確保並びに農業経営及び地域資源を活用した産業創出を通じた価値創造活動に対する支援に関する事業を行い、本県農業・農村の振興と健全な発展に寄与する。

(ロ) 補助等に係るもの出納その他の事務の執行状況

補助等の名称	補助等対象事業費	補助等の金額	補助等の目的
やまがた農業支援センター運営強化事業費補助金	38,198,993円	24,697,000円	推進体制を強化し、事業効果の向上につなげるため、センターの運営に要する経費を補助する。
山形県農地集積・集約化対策事業費補助金	155,660,090円	155,659,634円	農地中間管理事業に要する経費を補助する。
公益財団法人やまがた農業支援センター活動強化事業費補助金	32,405,863円	32,405,863円	本県農業の多様な担い手の育成及び確保に関する事業に要する経費を補助する。
山形県農業経営法人化等総合支援事業費補助金	11,175,721円	11,175,721円	意欲ある農業者が本格的な農業経営者へと成長し、更なる経営発展を図ることができるように、農業経営の法人化を推進する事業に要する経費を補助する。
山形県元気な農業経営ビジネスプラン策定支援事業費補助金	1,258,965円	1,258,965円	トップランナーや法人化等を目指す経営体のビジネスプランの策定等を支援するため専門家をアドバイザーとして派遣する事業に要する経費を補助する。
山形県農業経営法人化等総合支援事業費補助金	16,324,574円	5,758,000円	農業経営の法人化等を推進するとともに、経営の質の向上を支援するため、センターが行う推進体制の強化に要する経費を補助する。
山形県地域の経営基盤と技術の継承支援事業費補助金	1,638,031円	1,638,031円	地域における遊休農地を活用した新規就農者への経営基盤と技術の継承及び市町村と農業者等が連携して地域の特色や創意工夫を生かした新規就農者を確保・育成する取組みを支援するため、センターが助成する事業に要する経費を補助する。
山形県6次産業化サポート事業費補助金	7,464,649円	7,464,649円	農林漁業者の6次産業化の取組みをサポートするため、山形県6次産業化サポートセンターの円滑な運営に要する経費を補助する。
山形県安全安心エコ農産物認証支援事業費補助金	25,810,275円	17,149,674円	「やまがた農産物安全・安心取組認証業務」「有機農産物認証業務」「特別栽培農産物認証業務」に要する経費を補助する。

補助等の名称	借入金残高	補償期間	補助等の目的
担い手支援資金 (損失補償)	73,300円	平成23年5月25日 ～ 令和4年1月29日	農地保有合理化事業に要する借入金を補償する。
担い手支援資金 (損失補償)	3,230,000円	令和元年5月30日 ～ 令和4年3月23日	農地中間管理事業に要する借入金を補償する。
担い手支援資金 (損失補償)	41,458,000円	令和2年5月26日 ～ 令和5年3月23日	農地中間管理事業に要する借入金を補償する。

- ロ 指摘事項（是正改善を要するとして指摘した事項） なし
- ハ 注意事項（是正改善を要するとして注意した事項） なし

(7) 公益財団法人やまがた森林と緑の推進機構（旧：公益財団法人山形県林業公社）

監査実施年月日 令和3年8月25日

担当監査委員 星川 純一、松田 義彦

イ 監査事項

(イ) 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団体の目的
10,000,000円	基本財産の現在額 10,000,000円 県の出資割合 100%	森林資源の造成整備を図るとともに、森林、林業に関する普及啓蒙等を行うことにより水源かん養を図り、国土の保全を期するとともに林業生産の向上を促進し、もって住民生活の安定と農山村経済の振興に寄与する。

(ロ) 補助等に係るもの出納その他の事務の執行状況

補助等の名称	借入金残高	補償期間	補助等の目的
林業基盤整備（造林） 資金（損失補償）	4,456,269,000円	49年～80年	分収林事業（造林用）に要する借入金（有利子）を補償する。
森林整備活性化資金 (損失補償)	1,394,853,600円	29年～55年	分収林事業（造林用）に要する借入金（無利子）を補償する。
分収林機能高度化資金 (損失補償)	40,968,777円	21年～23年	林業経営の維持に要する借入金を補償する。
施業転換資金（損失補償）	822,756,862円	35年	施業の転換に要する借入金を補償する。
利用間伐推進資金（損失補償）	109,260,000円	14年～16年	森林整備及び償還円滑化に要する借入金を補償する。
借換資金（損失補償）	1,801,756,861円	38年	日本政策金融公庫から借り入れた資金を市中銀行に借り換えた資金について補償する。

- ロ 指摘事項（是正改善を要するとして指摘した事項） なし
- ハ 注意事項（是正改善を要するとして注意した事項） なし

(8) 山形県土地開発公社

監査実施年月日 令和3年8月25日

担当監査委員 森谷 仙一郎、海老名 信乃

イ 監査事項

(イ) 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団 体 の 目 的
30,000,000円	基本財産の現在額 30,000,000円 県の出資割合 100%	公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与する。

(ロ) 借入金の保証をしているものの出納その他の事務の執行状況

借入金名	借入金残高	保 証 期 間	借入金の使途
代替地用地取得資金	6,150,000円	令和2年4月1日 ～ 令和3年5月27日	道路事業の代替地用地を取得するための借入金。

ロ 指摘事項（是正改善を要するとして指摘した事項） なし

ハ 注意事項（是正改善を要するとして注意した事項） なし

(9) 山形県道路公社

監査実施年月日 令和3年8月25日

担当監査委員 森谷 仙一郎、海老名 信乃

イ 監査事項

(イ) 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団 体 の 目 的
366,000,000円	基本財産の現在額 366,000,000円 県の出資割合 100%	山形県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕、その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与する。

ロ 指摘事項（是正改善を要するとして指摘した事項） なし

ハ 注意事項（是正改善を要するとして注意した事項） なし

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、山形県知事及び山形県教育委員会教育長から、令和3年7月20日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

令和3年10月15日

山形県監査委員 森 谷 仙 一 郎
 山形県監査委員 星 川 純 一
 山形県監査委員 松 田 義 彦
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

監査対象機関	指 摘 事 項	措 置 の 内 容
酒田特別支援学校	前年度の監査において注意された事項について、措置又は改善を行っていないものがある。	<p>山形県給与関係例規集により各手当の支給要件及び支給開始月を再確認し、制度への理解を深めるとともに、事務職員全員で制度内容を共有し、各手当の支給誤りを防止する。</p> <p>また、手当に係る届出の提出状況を一覧表で管理するとともに、提出状況を事務職員全員で共有し、書類の提出遅延及び手当の支給漏れを防止する。</p>
農業総合研究センター水田農業研究所	収入の調定が適切でないものがある。	<p>指摘された事務については、適正な事務処理に改善するとともに、人事異動時の事務引継ぎにおいて当該事務処理を重点項目に位置付け、その内容について所長決裁を受けることにより、組織全体で再発防止を図っていくこととした。</p> <p>また、所管課である農業技術環境課においても、その状況について確認を行う。</p>
農林大学校	入札事務が適切でないものがある。	<p>入札参加資格確認のためのチェックリストを整備し、確認を徹底することに加え、所管課である農政企画課においても、前年度に引き続き公所を訪問して点検指導を行う。</p>
	物品の管理が適切でないものがある。	<p>生産品に関する物品管理者への引継ぎ、取得・処分の手続を見直し、その都度、受払簿による管理と処分決議を行うよう徹底することとした。</p> <p>また、所管課である農政企画課においても、公所を訪問して管理状況について点検指導を行う。</p>
農業総合研究センター園芸農業研究所	物品の管理が適切でないものがある。	<p>指定物品の一覧表を作成して各部署へ配付し認識を深めるほか、新たに処分申請書の様式を作成し活用することで、処分手続をルール化して再発防止を図ることとした。</p> <p>また、所管課である農業技術環境課においても、その状況について確認を行う。</p>

令和3年10月15日印刷 発行所 山形県庁
令和3年10月15日発行 発行人 山形県